

# 四 半 期 報 告 書

(第 6 期第 3 四半期)

自 2020年10月 1 日  
至 2020年12月31日

東京電力パワーグリッド株式会社

E 3 2 2 1 5

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した四半期報告書のデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

# 目次

頁

【表紙】	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	10
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【役員の状況】	12
第4 【経理の状況】	13
1 【四半期連結財務諸表】	14
(1) 【四半期連結貸借対照表】	14
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	15
【四半期連結損益計算書】	15
【四半期連結包括利益計算書】	16
2 【その他】	19
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	20
[四半期レビュー報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月12日
【四半期会計期間】	第6期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	東京電力パワーグリッド株式会社
【英訳名】	TEPCO Power Grid, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 禎則
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	業務統括室経理グループマネージャー 保坂 隆志
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	業務統括室経理グループマネージャー 保坂 隆志
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第3四半期 連結累計期間	第6期 第3四半期 連結累計期間	第5期
会計期間	2019年4月1日から 2019年12月31日まで	2020年4月1日から 2020年12月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高 (百万円)	1,288,241	1,292,483	1,759,808
経常利益 (百万円)	175,391	183,610	116,656
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	117,029	132,470	78,571
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	116,011	136,188	66,138
純資産額 (百万円)	1,093,616	1,117,847	1,043,743
総資産額 (百万円)	5,819,166	6,134,370	5,845,777
1株当たり四半期(当期)純 利益 (円)	2,511.37	2,842.71	1,686.07
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益 (円)	2,501.48	2,832.90	1,670.43
自己資本比率 (%)	18.8	18.2	17.8

回次	第5期 第3四半期 連結会計期間	第6期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	2019年10月1日から 2019年12月31日まで	2020年10月1日から 2020年12月31日まで
1株当たり四半期純利益 (円)	839.76	933.79

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

## 2 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社7社及び関連会社12社（2020年12月31日現在）で構成され、電気事業を中心とする事業を行っている。

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

##### ①財政状態

当第3四半期連結会計期間の資産は、前連結会計年度末に比べ2,885億円増加し、6兆1,343億円となった。これは、関係会社短期債権が増加したことなどによるものである。

当第3四半期連結会計期間の負債は、前連結会計年度末に比べ2,144億円増加し、5兆165億円となった。これは、有利子負債の増加などによるものである。

当第3四半期連結会計期間の純資産は、前連結会計年度末に比べ741億円増加し、1兆1,178億円となった。これは、親会社株主に帰属する四半期純利益を計上したことなどによるものである。この結果、自己資本比率は18.2%と前連結会計年度末に比べ0.4ポイント上昇した。

##### ②経営成績

当第3四半期連結累計期間の託送収入は、新型コロナウイルスの影響などにより、前年同四半期比1.3%減の1兆799億円となった。これに電気事業雑収益などを加えた売上高は同0.3%増の1兆2,924億円、経常収益は同0.4%増の1兆3,050億円となった。

一方、当第3四半期連結累計期間の経常費用は、減価償却費などが減少したことにより、前年同四半期比0.3%減の1兆1,214億円となった。

この結果、当第3四半期連結累計期間の経常利益は、前年同四半期比4.7%増の1,836億円となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は、同13.2%増の1,324億円となった。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント毎の記載をしていない。

2019年度末より世界的に流行している新型コロナウイルス感染症拡大の収束が依然として見通せない中、当第3四半期連結累計期間の当社エリア電力需要は、夏季の高気温に伴う冷房需要の増加があったものの、新型コロナウイルスの影響等により経済水準が落ち込んだことなどから前年同四半期比で2.5%程度減少している。

足元では、電力需要が新型コロナウイルス感染症拡大前の水準まで回復していない中で、再度緊急事態宣言が発令されたことによる経済活動の一部制限などから電力需要の減少が継続する可能性があるため、引き続き動向を注視していく。

また、2020年12月末以降の寒波による低気温に伴い暖房需要が増加したことや、供給側ではLNG火力発電の計画を上回る稼働の継続により、燃料在庫が減少し発電事業者の持続的な供給力が低下したことから、年明けから厳しい電力需給状況が発生した。こうした需給ひっ迫による影響についても、今後注意深く見極めていく。

#### (2) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はない。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した課題はない。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した課題について重要な変更はない。

(4) 研究開発活動

当社グループの研究開発活動は、主として「コスト削減のためのイノベーション」、「エネルギーサービスの高度化」、「リスク対応の強化」及び「次世代に向けたシーズ技術の開拓」を注力領域として実施している。

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、4,274百万円である。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント毎の記載をしていない。

(5) 生産及び販売の実績

当社グループは、主に送配電に関する電気事業が連結会社の事業の大半を占めており、また、電気事業以外の製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、生産及び販売の実績については、電気事業のみを記載している。

なお、送配電に関する電気事業については、当社供給区域需要を四半期ごとに比較すると、冷暖房需要によって増加する第2四半期・第4四半期と比べて、第1四半期・第3四半期は相対的に低水準となる特徴がある。

① 託送収入実績

種別	2020年度第3四半期累計 (百万円)	前年同四半期比 (%)
託送収益	1,079,944	98.7

② 当社供給区域使用端電力量実績

種別	2020年度第3四半期累計 (百万kWh)	前年同四半期比 (%)
使用端電力量	193,592	97.5

③ 託送供給料金

当社は、2020年7月28日、電気事業法第18条第1項に規定された「託送供給等約款」の変更に係る認可申請（電気事業法施行規則第45条の21の2および第45条の21の5の規定による経済産業大臣からの通知ならびに原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律附則第3条第3項の規定による積立ての終了に基づく新たな料金を設定）を経済産業大臣に行い、2020年9月4日に経済産業大臣の認可を受け、2020年10月1日から実施している。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経済・社会情勢に配慮し、現行託送料金からの引上げ相当分の適用期間の始期および終期を1年間延期することとし、現行の料金は2020年10月1日から1年間据え置き、2021年10月1日から現行に比べ1kWhあたり+0.03円の見直しをする。約款実施の日から2021年9月30日までの期間における主要託送供給料金は下記のとおりである。

託送供給料金表

(消費税等相当額を含む料金単価)

				単位	料金単価 (円)		
接続送電サービス	低圧	電灯定額接続送電サービス	電灯料金	10Wまで	1灯	1か月につき	35.54
				10W超過 20Wまで		〃	71.09
				20W 〃 40W 〃		〃	142.19
				40W 〃 60W 〃		〃	213.28
				60W 〃 100W 〃		〃	355.47
				100W 〃 100Wまでごとに		〃	355.47
			小型機器料金	50VAまで	1機器	1か月につき	106.17
				50VA超過 100VAまで		〃	212.34
				100VA 〃 100VAまでごとに		〃	212.34
		電灯標準接続送電サービス	基本料金	実量契約	1kW	1か月につき	214.50
				S B・主開閉器契約	1kVA	1か月につき	143.00
				S B契約；5Aの場合	1契約	1か月につき	71.50
				S B契約；15Aの場合		〃	214.50
		電力量料金		1kWhにつき		7.45	
		電灯時間帯別接続送電サービス	基本料金	実量契約	1kW	1か月につき	214.50
				S B・主開閉器契約	1kVA	1か月につき	143.00
				S B契約；5Aの場合	1契約	1か月につき	71.50
				S B契約；15Aの場合		〃	214.50
	電力量料金		昼間時間	1kWhにつき		8.20	
			夜間時間	〃		6.55	
	電灯従量接続送電サービス		〃		10.97		
	動力標準接続送電サービス	基本料金	実量契約	1kW	1か月につき	704.00	
			主開閉器契約		〃	445.50	
		電力量料金		1kWhにつき		5.17	

					単位	料金単価 (円)		
接続送電サービス	低圧	動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約		1 kW	1 か月につき	704.00
				主開閉器契約		"		445.50
			電力 量料金	昼間時間		1 kWhにつき		5.69
				夜間時間		"		4.57
		動力従量接続送電サービス		"		"		16.71
	高圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		1 kW	1 か月につき	555.50	
			電力 量料金		1 kWhにつき		2.34	
		高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1 kW	1 か月につき	555.50	
			電力 量料金	昼間時間		1 kWhにつき		2.57
		夜間時間		"		2.04		
		高圧従量接続送電サービス		"		"		11.45
	ピークシフト割引		"		1 kW	1 か月につき	471.90	
	特別 高圧	特別 高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		"		379.50	
			電力 量料金		1 kWhにつき		1.30	
		特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1 kW	1 か月につき	379.50	
			電力 量料金	昼間時間		1 kWhにつき		1.39
		夜間時間		"		1.17		
		特別高圧従量接続送電サービス		"		"		7.52
ピークシフト割引		"		1 kW	1 か月につき	322.30		
予備送電 サービス	高圧	予備送電サービスA			"		71.50	
		予備送電サービスB			"		88.00	
	特別 高圧	予備送電サービスA			"		66.00	
		予備送電サービスB			"		77.00	
近接性 評価割引	受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合				1 kWhにつき	0.69		
	受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ140,000V以下の場合				"	0.41		
	受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合				"	0.21		

- (注) 1. 上記契約種別のほか、臨時接続送電サービス、発電量調整受電計画差対応電力、接続対象計画差対応電力、需要抑制量調整受電計画差対応電力、給電指令時補給電力がある。
2. S Bとは、電流制限器またはその他適当な電流を制限する装置。
3. 時間帯別接続送電サービスにおける「昼間時間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、「夜間時間」とは、「昼間時間」以外の時間をいう。ただし、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」扱いとする。
4. 近接性評価割引とは、近接性評価地域に立地する発電場所における発電設備を維持し、および運用する発電契約者から当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に行う割引をいう。
5. これまで近接性評価割引対象とされていた地域において、現に割引の適用を受けている電源についても、暫定的に、引き続き割引くこととし、受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合の単価を適用する。

なお、2021年10月1日以降における主要託送供給料金は下記のとおりである。

託送供給料金表

(消費税等相当額を含む料金単価)

				単位		料金単価 (円)		
接続送電サービス	低圧	電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで	1 灯	1 か月につき	35.67	
				10W超過 20Wまで		〃	71.34	
				20W 〃 40W 〃		〃	142.71	
				40W 〃 60W 〃		〃	214.05	
				60W 〃 100W 〃		〃	356.76	
				100W 〃 100Wまでごとに		〃	356.76	
			小型 機器 料金	50V Aまで	1 機器	1 か月につき	106.56	
				50V A超過 100V Aまで		〃	213.11	
				100V A 〃 100V Aまでごとに		〃	213.11	
			電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	1 か月につき	214.50
		S B・主開閉器契約			1 kVA	1 か月につき	143.00	
		S B契約；5 Aの場合			1 契約	1 か月につき	71.50	
		S B契約；15 Aの場合				〃	214.50	
		電力量料金		1 kWhにつき		7.48		
		電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	1 か月につき	214.50	
				S B・主開閉器契約	1 kVA	1 か月につき	143.00	
				S B契約；5 Aの場合	1 契約	1 か月につき	71.50	
				S B契約；15 Aの場合		〃	214.50	
			電力量料金	昼間時間	1 kWhにつき		8.23	
				夜間時間	〃		6.58	
			電灯従量接続送電サービス				〃	
		動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	1 か月につき	704.00	
				主開閉器契約		〃	445.50	
			電力量料金	1 kWhにつき		5.20		
		動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	1 か月につき	704.00	
				主開閉器契約		〃	445.50	
			電力量料金	昼間時間	1 kWhにつき		5.72	
夜間時間	〃				4.60			
動力従量接続送電サービス				〃		16.74		

				単位	料金単価 (円)		
接続送電サービス	高圧	高圧標準接続送電サービス	基本料金	1 kW	1 か月につき	555.50	
			電力量料金	1 kWhにつき		2.37	
		時間帯別接続送電サービス	高圧	基本料金	1 kW	1 か月につき	555.50
			電力量料金	昼間時間	1 kWhにつき		2.60
				夜間時間	"		2.07
		高圧従量接続送電サービス			"		11.48
	ピークシフト割引			1 kW	1 か月につき	471.90	
	特別高圧	特別高圧標準接続送電サービス	基本料金	"			379.50
			電力量料金	1 kWhにつき		1.33	
		時間帯別接続送電サービス	特別高圧	基本料金	1 kW	1 か月につき	379.50
			電力量料金	昼間時間	1 kWhにつき		1.42
				夜間時間	"		1.20
特別高圧従量接続送電サービス			"		7.55		
ピークシフト割引			1 kW	1 か月につき	322.30		
予備送電サービス	高圧	予備送電サービスA		"		71.50	
		予備送電サービスB		"		88.00	
	特別高圧	予備送電サービスA		"		66.00	
		予備送電サービスB		"		77.00	
近接性評価割引	受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合			1 kWhにつき	0.69		
	受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ140,000V以下の場合			"	0.41		
	受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合			"	0.21		

- (注) 1. 上記契約種別のほか、臨時接続送電サービス、発電量調整受電計画差対応電力、接続対象計画差対応電力、需要抑制量調整受電計画差対応電力、給電指令時補給電力がある。
2. SBとは、電流制限器またはその他適当な電流を制限する装置。
3. 時間帯別接続送電サービスにおける「昼間時間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、「夜間時間」とは、「昼間時間」以外の時間をいう。ただし、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」扱いとする。
4. 近接性評価割引とは、近接性評価地域に立地する発電場所における発電設備を維持し、および運用する発電契約者から当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に行う割引をいう。
5. これまで近接性評価割引対象とされていた地域において、現に割引の適用を受けている電源についても、暫定的に、引き続き割引くこととし、受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合の単価を適用する。

(6) 設備の状況

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、除却等について、当第3四半期連結累計期間に重要な変更はない。また、当第3四半期連結累計期間に新たに確定した主要な設備の新設、除却等の計画はない。

なお、前連結会計年度末における設備の新設等の計画の当第3四半期連結累計期間の完了分は、次のとおりである。

(送電設備)

件名	電圧 (k V)	亘長 (k m)	着工	運転開始
新宿城南線引替	275	2番線 : 5.5	2017年11月	2020年6月

### 3 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

なお、当社は2017年度において、下記のとおり廃炉等負担金に係る契約「福島第一原子力発電所の廃炉等に係る費用に関する負担契約書」を締結している。

契約締結先	内容	契約締結日	契約期間
東京電力ホールディングス株式会社	廃炉事業のための資金の支払	2018年3月30日	2018年3月30日から 2027年3月31日まで 以後1年ごとの自動更新

(注) 東京電力ホールディングス株式会社からの通知書に基づき、2019年度の廃炉等負担金として1,233億円を計上。なお、2020年度の廃炉等負担金については、当第3四半期連結累計期間には計上していない。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	46,600,100
計	46,600,100

###### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	46,600,100	46,600,100	非上場	(注1、2)
計	46,600,100	46,600,100	—	—

(注) 1. 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する旨定款に定めている。  
2. 当社は、単元株制度は採用していない。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### ①【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

###### ②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2020年10月1日～ 2020年12月31日	—	46,600,100	—	80,000	—	20,000

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 46,600,100	46,600,100	「1 (1)②発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	46,600,100	—	—
総株主の議決権	—	46,600,100	—

② 【自己株式等】

該当事項なし。

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の変動は、次のとおりである。

役職の変動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
常務取締役 秘書・リスクマネジメント 室長	常務取締役	那須 詳司	2020年10月1日

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
<b>資産の部</b>		
固定資産	4,828,518	4,789,252
電気事業固定資産	4,185,278	4,133,568
送電設備	1,440,056	1,407,590
変電設備	634,798	619,789
配電設備	2,020,134	2,014,075
業務設備	76,448	78,178
その他の電気事業固定資産	13,840	13,934
その他の固定資産	39,230	38,409
固定資産仮勘定	185,479	188,303
建設仮勘定及び除却仮勘定	185,479	188,303
投資その他の資産	418,530	428,972
長期投資	53,931	65,334
退職給付に係る資産	64,311	66,765
繰延税金資産	98,719	95,098
その他	203,750	203,756
貸倒引当金（貸方）	△2,182	△1,981
流動資産	1,017,258	1,345,117
現金及び預金	23,610	20,475
受取手形及び売掛金	168,978	183,436
たな卸資産	31,885	28,905
関係会社短期債権	701,364	1,017,172
その他	92,257	96,019
貸倒引当金（貸方）	△836	△891
合計	5,845,777	6,134,370
<b>負債及び純資産の部</b>		
固定負債	2,158,899	2,757,409
社債	1,816,576	2,409,964
退職給付に係る負債	195,870	192,309
その他	146,451	155,136
流動負債	2,643,134	2,259,113
1年以内に期限到来の固定負債	440,815	278,783
短期借入金	1,533,661	1,498,535
支払手形及び買掛金	37,106	43,458
未払税金	59,978	101,799
関係会社短期債務	309,887	107,750
その他	261,685	228,785
負債合計	4,802,034	5,016,522
株主資本	1,047,244	1,117,687
資本金	80,000	80,000
資本剰余金	700,658	700,658
利益剰余金	266,586	337,029
その他の包括利益累計額	△5,482	△1,908
その他有価証券評価差額金	4,523	5,683
土地再評価差額金	△2,472	△2,472
為替換算調整勘定	△28	△142
退職給付に係る調整累計額	△7,504	△4,976
非支配株主持分	1,981	2,069
純資産合計	1,043,743	1,117,847
合計	5,845,777	6,134,370

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (2019年4月1日から 2019年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (2020年4月1日から 2020年12月31日まで)
営業収益	1,288,241	1,292,483
電気事業営業収益	1,245,675	1,236,105
その他事業営業収益	42,566	56,378
営業費用	1,095,494	1,092,028
電気事業営業費用	1,060,671	1,044,580
その他事業営業費用	34,823	47,448
営業利益	192,746	200,454
営業外収益	11,557	12,555
受取配当金	9	9
受取利息	2,661	4,244
持分法による投資利益	7,282	7,170
その他	1,602	1,130
営業外費用	28,912	29,400
支払利息	26,311	26,590
その他	2,600	2,809
四半期経常収益合計	1,299,798	1,305,039
四半期経常費用合計	1,124,406	1,121,428
経常利益	175,391	183,610
特別損失	13,294	-
財産偶発損	176	-
災害特別損失	13,117	-
税金等調整前四半期純利益	162,097	183,610
法人税、住民税及び事業税	42,826	48,301
法人税等調整額	2,164	2,693
法人税等合計	44,991	50,995
四半期純利益	117,106	132,615
非支配株主に帰属する四半期純利益	76	144
親会社株主に帰属する四半期純利益	117,029	132,470

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (2019年4月1日から 2019年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (2020年4月1日から 2020年12月31日まで)
四半期純利益	117,106	132,615
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△2	△11
退職給付に係る調整額	△1,325	2,418
持分法適用会社に対する持分相当額	233	1,166
その他の包括利益合計	△1,094	3,573
四半期包括利益	116,011	136,188
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	115,935	136,043
非支配株主に係る四半期包括利益	76	144

【注記事項】

(追加情報)

1. 廃炉円滑化負担金

「電気事業法施行規則」(平成7年通商産業省令第77号)第45条の21の5の規定に基づき、経済産業大臣からの通知を受け、2020年10月1日を実施期日として託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び東京電力ホールディングス株式会社への払渡しを行っている。

なお、廃炉円滑化負担金は「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)に基づき、回収した廃炉円滑化負担金を託送収益として計上するとともに、発電事業者へ払い渡した廃炉円滑化負担金を廃炉円滑化負担金相当金として計上している。

2. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年3月31日 法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

保証債務

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
イ 東京電力ホールディングス株式会社の金融機関からの借入金等に対する保証債務	734,749百万円	447,775百万円
ロ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務 (うち、当社以外にも連帯保証人がいる保証債務)	68,560 (67,482)	62,289 (61,411)
計	803,309	510,064

2. 財務制限条項

前連結会計年度(2020年3月31日)及び当第3四半期連結会計期間(2020年12月31日)

当社の借入金の一部には、当社の財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

(四半期連結損益計算書関係)

1. 季節的変動

前第3四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)

送配電に関する電気事業については、売上高において当社供給区域需要を四半期ごとに比較すると、冷暖房需要によって増加する第2四半期・第4四半期と比べて、第1四半期・第3四半期は相対的に低水準となる特徴がある。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (2019年4月1日から 2019年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (2020年4月1日から 2020年12月31日まで)
減価償却費	214,795百万円	204,447百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	85,618	1,837.31	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	62,027	1,331.06	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略している。

## (1株当たり情報)

	前第3四半期連結累計期間 (2019年4月1日から 2019年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (2020年4月1日から 2020年12月31日まで)
1株当たり四半期純利益	2,511円37銭	2,842円71銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	2,501円48銭	2,832円90銭

(注) 1. 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (2019年4月1日から 2019年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (2020年4月1日から 2020年12月31日まで)
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	117,029	132,470
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	117,029	132,470
普通株式の期中平均株式数(株)	46,600,100	46,600,100

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (2019年4月1日から 2019年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (2020年4月1日から 2020年12月31日まで)
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	△460	△456
(うち持分法適用関連会社の潜在株式による調整額(百万円))	(△460)	(△456)
普通株式増加数(株)	—	—

## 2【その他】

該当事項なし。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月12日

東京電力パワーグリッド株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 春日 淳志 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清水 幹雄 印  
業務執行社員

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京電力パワーグリッド株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京電力パワーグリッド株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。  
監査人は、監査役に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。